

目 次

1. 第43回 大分県フォークリフト運転競技大会を開催	1
2. 令和4年度 大分県トラック協会役員と部会長との意見交換会を開催	4
3. 令和4年度 労働力確保対策助成について	5
4. 令和4年度 熱中症予防対策支援助成について	5
5. 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果	6
6. 支部だより（県南支部臼津分会）	8
7. トラック輸送における省エネ化推進事業について	9
8. 流通経済大学〈2023年度〉総合型選抜型エントリー型（各種団体推薦） 制度について（全ト協推薦枠）	11
9. 「働きやすい職場認証制度」二つ星を新たに導入します！	13
☆青年部だより	16
☆行政だより	
(1) 令和4年秋の全国交通安全運動 実施要綱	17
(2) 秋の全国交通安全運動（公益社団法人 全日本トラック協会実施計画）	19
(3) 2022年度（令和4年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）の申請台数の変更のご案内	22
(4) 車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について	23
☆国税だより	29
☆大分産業機械技能教習所だより	30
☆陸災防だより	31
☆お知らせ	
(1) 荷重労働解消のためのセミナー	33
(2) コメンタリー運転導入で「だろー運転」「漫然運転」「うっかり事故」防止！	35
(3) 大分県トラック会館改修工事のお知らせ	36
(4) 新入会員紹介	36
(5) 会員名簿訂正方のお願い	36
(6) トラック運送業界の景況感（令和4年4月～6月期）	37
(7) 燃料情報	37
(8) 行事予定表	39
(9) 帳票関係FAX注文書	40

**当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。**

第43回 大分県フォークリフト運転競技大会を開催

竹尾快晴選手（鶴崎海陸運輸(株)昭電事業部）が優勝

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部（山下 梶規支部長）は8月6日(土)、大分市向原西の一般社団法人大分産業機械技能教習所において、来賓に大分労働局労働基準部の堀哲弥健康安全課長を招き、第43回大分県フォークリフト運転競技大会を開催した。

大会には5事業所から11名の選手が参加し、学科（300点満点）、作業開始前点検（100点満点）、運転（600点満点）の合計1,000点満点で日頃の技を競った。

この結果、高得点の上位者の中において、僅差で竹尾快晴選手（鶴崎海陸運輸(株)昭電事業部）が優勝し、準優勝の柳瀬佑也選手（鶴崎海陸運輸(株)昭電事業部）、3位の廣石侑也選手（鶴崎海陸運輸(株)昭電事業部）とともに、山下支部長からそれぞれに表彰状、楯、副賞が贈られた。さらに、大分労働局長賞として、同局の堀課長から竹尾選手に優秀賞が贈られた。

表彰式に続き、山下支部長が大会の開催に係わった関係者に感謝の言葉を述べたのち、「参加された選手の皆さんには本大会を通じて、今後ともフォークリフトの操作に係る知識と技術の向上を図り、それぞれの職場において、災害の無い“安全”で“快適”な職場環境の形成に努めていただきたい。優勝した竹尾選手には、全国大会の出場が付与される。全国大会においてもその実力を存分に発揮していただき、優勝を目指して一層の奮闘をお



学科競技を終え、実技競技の前に全員で記念撮影

願いたい。また、今回入賞を逃した皆さんも、その差は僅差であり、これからも引き続き努力・精進していただき、現場の安全に取り組んでいただきたい」と挨拶した。

続いて、来賓の堀健康安全課長が「皆様の迅速かつ正確な運転と高度な操作技術を目の当たりにして、とても驚き感動している。これもひとえに日頃からの皆様の鍛錬の賜であると感じている。今後も技術を磨いていただくとともに、後に続く方々へ技術を伝授していただきたい。このような素晴らしい大会を43回の長きに亘り主催している陸災防大分県支部と協賛している大分県トラック協会、大分産業機械技能教習所の皆様に心より感謝申しあげる」と挨拶した。

最後に、大分産業機械技能教習所の古川博史所長が講評を述べたのち「本大会の目的は運転者の知識と技術の向上を図り、安全意識と遵法精神の高揚を図るということで、参加選手の皆さんには、大会での経験を活かして、各職場で安全運転の指導を積極的に行い、労働災害ゼロに向けて努めていただきたい」と述べた。

今回、優勝した選手は、10月1日(土)と2日(日)に愛知県みよし市の中部トラック総合研修センターで開催される「第37回全国フォークリフト運転競技大会」に出場する予定である。

競技の様子



学科競技



運転競技



作業開始前点検競技

表彰式

山下支部長ならびに堀健康安全課長の挨拶に続いて、成績発表が行われ、3位から1位まで順に発表された。



山下支部長



堀健康安全課長



表彰状の授与

入賞者

(敬称略)

- 優勝 = 竹尾快晴 (鶴崎海陸運輸(株)昭電事業部)
- 準優勝 = 柳瀬佑也 (鶴崎海陸運輸(株)昭電事業部)
- 第3位 = 廣石侑也 (鶴崎海陸運輸(株)昭電事業部)



左から、後藤信雄陸災防大分県副支部長、山下柁規陸災防大分県支部長、柳瀬佑也選手(準優勝)竹尾快晴選手(優勝)、廣石侑也選手(3位)、堀哲弥大分労働局労働基準部健康安全課長

令和4年度 大分県トラック協会役員と 部会長との意見交換会を開催

大分県トラック協会（仲浩会長）は、各部会の抱える意見や要望に対する取組を推進するため、令和4年8月25日(木)に大分市において部会長との意見交換会を実施した。

はじめに、仲会長があいさつを行い「業界では、運賃価格の低迷、軽油価格の高騰、人材不足など多くの課題を抱えている。労働環境を改善し、人材確保を行うためにも運賃対策は早急に取り組まなければならない重要な課題である。協会では、大分運輸支局及び全日本トラック協会と連携し、主要荷主に対しての要請文書の送付やテレビCMなど積極的な周知を図っているが、各会員が現状を打破するという強い意識を持ち、交渉しなければ効果は現れない。なかでも、専門部会は、輸送品目など環境が同じ会員で組織されており、部会員相互の連携強化を図ることで一層の活動効果が期待される。」と述べた。



あいさつする仲会長

続いて、大分県トラック協会の11部会から、活動内容の紹介と要望事項等について意見が述べられた。主な要望事項は下記の通りである。

なお、各要望については、専門委員会や事務局等で、その対策を協議していくこととした。



要望に応じる仲会長



意見交換会の様子

部会名	部会委員数	主な要望事項
特積・海コン・シャーシ部会	34名	部会員の拡充・支援および2部会への分離方法について
木材部会	22名	南九州四県合同木材輸送部会「大分大会」開催への協力について
ダンプ部会	61名	建設・土木建築関係に関する役所への運賃説明について
タンクローリー部会	27名	荷主への危険物荷卸し時の相互立会いの協力について
鉄鋼・重量部会	36名	令和5年度(公社)全日本トラック協会重量部会開催への協力について
食料品部会	34名	高速道路におけるSA・PAの駐車場およびETC割引の拡大について
工業品部会	53名	部会の細分化および南九州四県セメント部会開催への協力について
引越部会	24名	引越優良認定事業所(引越Gマーク)の推進について
霊柩部会	18名	霊柩事業所の運賃収受適正化および人材確保について
青年部大運会	30名	部会員の拡充・支援について
女性部会	18名	部会員の拡充・支援および2024年問題に向けた中小企業への緩和対策について

令和4年度 労働力確保対策助成について

- 対 象：令和4年度に労働局の雇用調整助成金の承認を受けた事業者
※県内事業所に限る。
- 助 成 金：1事業者 上限10万円
- 留意事項：①助成金の対象となる休業または教育訓練期間は、令和4年4月1日以降に実施したもの。
②県外本社の事業者であって、支給決定額が全国の総額である場合は、「大分県内会員分の金額と休業日数を証する書類」及び「宣誓書」が必要です。

令和4年度 熱中症予防対策支援助成について

- 対 象：スポットクーラー、空調服など熱中症対策資機材を購入した事業者
- 助 成 金：1事業者 上限3万円
- 留意事項：①対象となるのは、令和4年4月1日から令和5年2月末日までに購入した資機材。
②インターネットを利用して購入する場合は、納品書・請求書・領収書が発行されるサイトをご利用ください。
③納品書・請求書・領収書の宛名には、会社名が必要です。

詳しくは、大分県トラック協会ホームページをご確認ください。

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、令和4年8月に実施された結果についてご報告致します。

8月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名／分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	実施日
大分西	中央西	7:30～8:00	大分市新川町 新川交差点	4社	4人	8月19日
	大分南	7:30～8:00	由布市 庄内庁舎前	4社	7人	8月19日
大分東	大分東	7:30～8:00	大分市 大分東警察署前 他	9社	9人	8月1日
別 杵	国 東	7:30～8:00	国東市 みなと交差点	17社	17人	8月22日
県 北	中 津	7:45～8:15	中津市 田尻交差点	8社	11人	8月19日
	宇佐・ 豊後高田	7:45～8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	10社	11人	8月19日
西 部	玖 珠	7:30～8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	3社	4人	8月19日
	日 田	7:30～8:00	日田市 玉川交差点	4社	5人	8月19日
県 南	白 津	11:00～11:30	臼杵市 臼杵津久見警察署前	12社	12人	8月22日
	佐 伯	7:30～8:00	佐伯市 佐伯豊南高校交差点	8社	9人	8月19日

※ 8月30日現在、報告受理分のみ掲載

参加：延べ89名

街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



日田分会



中央西分会



玖珠分会



大分南分会



大分東分会



白津分会



佐伯分会

支部活動だより

◇県南支部臼津分会が「第26回うすき竹宵」に協賛金を授与

大分県トラック協会県南支部臼津分会(中野健造分会長)は、8月6日開催のイベント「うすき竹宵 星の宵～盆迎え～」の準備会場である「久家の大蔵」(臼杵市浜町)を開催当日に訪れ、第26回うすき竹宵実行委員会の三重野太実行委員長に協賛金を寄贈した。

うすき竹宵は、臼杵の城下町一帯を活用して開催され、地元団体などの協力により毎年2万本が制作される竹ぼんぼりや、地元企業やボランティアなどによって制作される様々な趣向を凝らした作品“竹オブジェ”が会場に約30ヶ所設置される夜間イベント。

新型コロナウイルス感染症の影響で、一昨年は開催中止、昨年は規模を縮小して開催されたが、今年は11月5日(土)と6日(日)に3年ぶりに通常開催される予定。



中野分会長から協賛金が贈られた



右から、副実行委員の岡松氏、中野分会長
実行委員長の三重野氏、竹部会長の城氏



令和4年度

トラック輸送における省エネ化推進事業について

公益社団法人 全日本トラック協会

国土交通省と経済産業省資源エネルギー庁との連携事業、平成4年度「トラック輸送における省エネ化推進事業」について、8月9日に事業概要が公表されました。

これは、トラック事業者が単独で省エネの取組を行うには限界があるため、「車両動態管理システム」「予約受付システム等」「配車計画システム」及び「AI・IoTによるシステム連携ツール」を対象としてこれらの導入に要する経費の一部を支援し、当該システムを勝つ地擁したトラック事業者と荷主等との連携による輸送の効率化の実証を行う事業です。

つきましては、傘下の会員事業者様など、関係各位に幅広く情報のご展開方、ご対応賜りますようよろしくお願い申し上げます。

トラック輸送の省エネ化推進事業

【補助事業の概要】

《補助対象》

- ① トラック事業者への車両動態管理システムの導入・活用
- ② 荷主等への予約受付システム等の導入・活用
- ③ トラック事業者、荷主等への配車計画システムの導入・活用
- ④ AI・IoTによるシステム連携ツール（民年度より上限額を廃止）

※①～③のシステムと同時導入・連携するツールのみ補助対象（ツールの単独導入は不可）

【パシフィックコンサルタンツ株／パシフィックリプロサービス株】

○令和4年度「AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金」

<https://www.pacific-hojo.jp/2022r04/index.html>

【トラック輸送の省エネ化事業】

○<https://www.pacific-hojo.jp/2022r04/dotai/index.html>

AIツールの例:自動積付計画システム、需要予測システム 等 IoTツールの例:荷重情報管理機能システム 等

《実施成果》

省エネルギー効果1%以上の達成が必要

《受付期間》

- 1次公募:令和4年8月17日(水) 10:00～8月24日(水) 16:00
- 2次公募:令和4年9月16日(金) 10:00～9月26日(月) 16:00

《実績完了期限》

令和5年1月20日(金) ※提出期限も同日

《予算額》

約35.5億円（1次公募 約30.0億円、2次公募 約5.5億円）

【令和4年度の優先採択の基準】

- 予算の範囲で事業用トラックの申請を優先的に採択し、次に事業用トラックの採択終了後に残予算を上回らない範囲で自家用トラックの申請を採択
- 予算額又は残予算額を超える場合、車両動態管理システムについては、予算額又は残予算額を上回らない範囲で実施計画における省エネルギー費用対効果（トン・キロあたりの燃料削減率／補助対象経費）の上位の申請から優先的に採択
- 予約受付システム等及び配車計画システムの申請については、予算額又は残予算額の範囲内であっても費用対効果が他の申請と比較して低い実施計画である場合は不採用とすることがある。

流通経済大学〈2023年度〉

総合型選抜型エントリー型（各種団体推薦） 制度について（全ト協推薦枠）

〈募集学部〉

- 経済学部（経済学科、経営学科）
- 社会学部（社会学科、国際観光学科）
- 流通情報学部（流通情報学科）
- 法学部（ビジネス法学科、自治行政学科）
- スポーツ健康科学部（スポーツ健康科学科、スポーツコミュニケーション学科）

〈出願資格〉

流通経済大学を第一志望とし、次のいずれかに該当する者

- ①高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者及び2023年3月卒業見込みの者
- ②通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2023年3月終了見込みの者
- ③学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるもの及び2023年3月31日までにこれに該当する見込みの者
- ④上記のいずれかに該当する者で、各都道府県トラック協会会員事業者の関係者

〈出願について〉

- ①出願方法、入学試験については、チラシ、流通経済大学のHPをご確認ください。
またご不明な点は、下記入試センターにお問い合わせください。
【流通経済大学 入試情報HP】 <https://www.rku.ac.jp/admissions/information/ao/>
- ②当協会の推薦書については、「全ト協推薦枠受験申請書」を提出いただいた後、受験希望者へ郵送いたします。受験希望者は、エントリーシート、推薦書等出願書類を流通経済大学へ郵送してください。
- ③エントリーシート、推薦書等出願書類提出後は、大学の指示に従って、試験の手続きを進めてください。

〈2023年度 総合型選抜自己アピール日程〉

	I	II	III
出願期間	9/1(木)～10/11(火)	9/1(木)～12/6(火)	9/1(木)～1/17(火)
試験日	10/22(土)	12/17(土)	1/28(土)
合格発表	11/1(火)	12/23(金)	2/3(金)

※試験日は、エントリーの進捗状況により決定します。

※試験会場は、龍ヶ崎キャンパスになります。

※詳細は、別紙「総合型選抜自己アピール（各種団体推薦）制度のお知らせ」をご参照ください。

【入試（試験）についてのお問い合わせ】

- 流通経済大学
 - ・新松戸キャンパス入試センター（TEL:0120-297-141 FAX:047-340-0295）
〒270-8555 千葉県松戸市新松戸3-2-1
 - ・龍ヶ崎キャンパス入試センター（TEL:0297-60-1156 FAX:0297-64-9060）
〒301-8555 茨城県龍ヶ崎市120

都道府県トラック協会 ← 申請者

年 月 日

協会 殿

申請者
事業者名

代表者 _____ 印

流通経済大学<2023年度>
総合型選抜エントリー型 全ト協推薦枠受験申請書

○志願者について

住所（書類等送付先）

〒 _____ TEL _____ (_____)

ふりがな

氏名 _____ 男 ・ 女

生年月日（西暦） _____ 年 月 日

高校名 _____ 高等学校 科 _____ 年 月 卒業（見込み）

○保護者について

_____ トラック協会 会員事業者

事業所名 _____

役職名・氏名 _____ 受験者との続柄 _____

「働きやすい職場認証制度」二つ星を新たに導入します！

『「働きやすい職場認証制度」の更なる周知について』を先月号に掲載いたしましたが、8月2日に新たに「二つ星」の導入の発表が行われたので、お知らせいたします。

「働きやすい職場認証制度」二つ星を新たに導入します！

～バス、タクシー、トラック事業者のより高い水準への移行を促進～

自動車局総務課企画室

自動車運送事業者による働き方改革の取組（職場環境の改善努力）を「見える化」した「働きやすい職場認証制度」について、認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、これまでの「一つ星」に加えて、新たに「二つ星」を導入し、12月16日より申請受付を開始します。

1. 背景

国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的な取組みの一環として、令和2年度に「働きやすい職場認証制度」を創設しました。

これまでは、「一つ星」のみ申請を受け付けておりましたが、「一つ星」認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、新たに「二つ星」を導入することとしました。

本制度を通じ、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促します。併せて、更なる改善の取組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保が期待できます。

12月16日より、「一つ星」を既に取得している事業者を対象に、「二つ星」申請及び「一つ星」継続申請の受付を行い、更なる本制度の普及により自動車運送事業者の働き方改革を推進してまいります。

なお、「三つ星」についても、来年度に導入することとしました。詳細については、追ってお知らせします。

2. 概要

(1) 対象

自動車運送事業者（トラック事業者、バス事業者（乗合、貸切）、タクシー事業者）

(2) 審査要件

（①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成、⑥自主性・先進性等）の6分野について、基本的な取組要件を満たせば、認証を取得可能。

※⑥は二つ星のみ。一つ星では参考点として点数化。

(3) 認証手続き

国土交通省の指定を受けた一般財団法人日本海事協会（ClassNK）が認証実施団体として申請受付、審査及び認証手続きを実施。

(4) 料金

○審査料 55,000円（税込）／1申請あたり

※インターネットによる電子申請の場合 33,000円（税込）に割引。

電子申請による一つ星の継続申請の場合 16,500円（税込）に割引。

○登録料 66,000円（税込）／1申請あたり

3. スケジュール（予定）

【二つ星新規・一つ星継続認証】

(1) 申請受付期間 令和4年12月16日～令和5年2月15日

(2) 認証事業者の公表 令和5年6月以降順次

【参考】

(1) 国土交通省自動車局「働きやすい職場認証制度」紹介ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000025.html

(2) 一般財団法人日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ

<https://www.untenshashokuba.jp/>

(3) 自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

(4) 日本海事協会 プレスリリース

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要



国土交通省

(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)

別添1

- 評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。
- 求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。
- 認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、これまでの「一つ星」に加えて令和4年度から新たに「二つ星」の申請を受け付ける。

1. 認証の審査要件

- 中小事業者による申請を容易にし、取組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、
 - ① 法令遵守等
 - ② 労働時間・休日
 - ③ 心身の健康
 - ④ 安心・安定
 - ⑤ 多様な人材の確保・育成
 - ⑥ 自主性・先進性等
 の6分野について、基本的な取組要件を満たせば、認証を取得可能。
 ※⑥は二つ星のみ。一つ星では参考点として点数化。

3. 一つ星認証事業者数

令和4年8月2日現在

トラック事業者	2,320社	＜認証マーク＞	
バス(貸切・乗合)事業者	218社		一つ星
タクシー事業者	740社		二つ星
合計	3,278社		

4. スケジュール (予定)

- 一つ星新規 受付期間：令和4年9月16日～11月15日
認証事業者の公表：令和5年3月以降順次
- 一つ星継続・二つ星新規 受付期間：令和4年12月16日～令和5年2月15日
認証事業者の公表：令和5年6月以降順次

2. 申請方法

- 認証実施団体の「一般財団法人日本海事協会(Class NK)」が受付、審査及び認証手続きを実施。
 - ※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり
 - ※ 審査料：55,000円(税込)／1申請あたり
 - ※ (インターネットによる電子申請の場合、33,000円(税込)に割引。電子申請による一つ星の継続申請の場合、16,500円(税込)に割引。)登録料：66,000円(税込)／1申請あたり

5. 認証取得によるインセンティブ

- 厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。
- 求人エージェント等の認定推進機関の協力を得て、「求人サイトに認証事業者の特集ページの掲載」、「設備改修工事の料金割引」等も実施中。

青年部だより

「行政懇談会」の開催

大分県トラック協会青年部は、8月22日(月)大分市「アートホテル大分」において、標記会議を開催した。

行政懇談会には来賓として、九州運輸局大分運輸支局 辻首席運輸企画専門官、九州運輸局大分運輸支局 千代森運輸企画専門官に参加いただき、「標準的な運賃の考え方や活用方法について」

「2024年問題（時間外労働時間の上限規制等）について」「荷主勧告制度について」フリーディスカッション形式で意見交換が行われ、大変有意義な会となった。



行政懇談会の様子



荻本会長



辻首席運輸企画専門官

「勉強会」の開催

大分県トラック協会青年部は、同日、大分市「アートホテル大分」において、標記会議を開催した。

勉強会には講師として、株式会社オプティ 代表取締役 猪野

栄一様にお越しいただき、「トラック重機メンテナンス（アドブルーDPDマフラー等）」について講話があった。

質疑応答では、トラックの点検や整備について様々な質問があり有意義な勉強会となった。



勉強会の様子



猪野講師

令和4年



秋の全国交通安全運動 実施要綱

～優しいマナーと思いやりの運転県おおいた～

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

2 期間

9月21日（水）から9月30日（金）までの10日間



【一斉行動日】

9月21日（水） 早朝または夕刻における街頭啓発日

9月30日（金） 早朝または夕刻における街頭啓発日
交通事故死ゼロを目指す日

※ 毎月20日に実施している街頭活動は、21日に変更します。

【開始式・出発式】

9月21日（水） 県庁玄関前広場（雨天時は屋内）

※新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見合わせる場合があります

3 運動の重点（裏面参照）

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 自転車の交通ルール遵守の徹底

4 運動の実施要領（各機関・団体、市町村）

- (1) それぞれの機関・団体が連携を密にして推進体制を確立するとともに、具体的な実施計画を策定すること。
- (2) 組織の特性・実情に応じて、県民が参加しやすいよう創意工夫するとともに、交通安全啓発の気運が高まるよう、効果的な諸活動を展開又は支援すること。
また、放送設備やオンライン会議システム等を活用した対面によらない交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れること。
- (3) マスメディア、広報誌（紙）、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用し、世代や職業等対象者に応じた広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図ること。特に、交通安全教育の動画による配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開すること。
- (4) 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮を行うこと。
- (5) 各機関・団体及び県・市町村は、運動終了後にその効果の評価を行い、結果を的確に把握することで、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めること。
- (6) 本運動の実施に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う交通行動の変化を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めること。

大分県交通安全推進協議会

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

○ 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ・歩行者は、自分の安全のために、横断歩道を渡ること、信号に従うこと等の基本的な交通ルールを守りましょう。
- ・横断するときには、笑顔で手を上げるなど、横断の意思をドライバーに伝えましょう。

★停まってくれたドライバーに手を上げたりペコリとお礼をすれば、相手もきっと優しい気持ちになるはず！

○ 横断歩道でのマナーアップ ～横断歩道は歩行者優先～

- ・ドライバーは、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる時は一時停止を徹底！

★大分県の「信号機のない横断歩道における一時停止率」は30.1%と全国平均（30.6%）を下回っています。

○ 高齢者と子供の安全な通行の確保

- ・病院、公園、学校付近など、高齢者や子供の通行が多い場所は特に気をつけましょう。

渡りたい気持ちを
アピールしよう！



2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び 飲酒運転の根絶

○ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- ・ドライバーは早めのライト点灯とライトアップ走行を心がけましょう。
- ・歩行者は明るい服装と反射材を着装しましょう。

○ 飲酒運転の根絶 ～飲んだらのれん～

- ・飲酒運転は絶対に「しない・させない・許さない！」
- ・「飲んだらのれん」を合言葉に、飲酒運転を根絶しましょう。

★飲酒問題は1人で解決することは難しいです。相談機関を利用しましょう。

秋以降は日没が早くなります
早めのライト点灯を！



大分県ところとからだの相談支援センター

予約・相談電話

受付：月～金（祝日を除く）

8:30～12:00、13:00～17:00

☎ 097-541-6290



3 自転車の交通ルール遵守の徹底

○ 自転車安全利用五則を守りましょう。

○ 自転車の運転者は、乗車用ヘルメット等の被害軽減器具を身につけるよう努めましょう。

★道路交通法の改正により、2023年（令和5年）4月末までに、全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用が努力義務となります。

○ 自転車保険・共済へ加入しましょう。

- ・自転車事故の被害者を保護するため、必ず、自転車保険・共済へ加入しましょう。

○自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用

大分県交通安全推進協議会

事務局 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先：097-506-3062

※一斉行動日等の活動については、それぞれの加盟団体（交通安全協会各支部等）にお問合せ下さい

令和4年秋の全国交通安全運動について

全日本トラック協会は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の令和4年秋の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施計画を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、9月21日(水)から同月30日(金)までの期間中における本運動を効果的に実施する。

なお、実施にあたっては、依然として後を絶たない事業用トラックによる飲酒運転事案や、事故の約半数を追突事故が占め、かつ、死亡・重傷事故の4割が交差点で発生している現状を踏まえ、(1)「飲酒運転の根絶」、(2)「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底して取り組む。

公益社団法人全日本トラック協会実施計画

令和4年8月16日
公益社団法人 全日本トラック協会

全日本トラック協会（以下「全ト協」）は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の令和4年秋の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、9月21日(水)から同月30日(金)までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国重点である「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保」、「夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶」、「自転車の交通ルール遵守の徹底」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

－記－

1. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事項に重点をおいた安全運行の徹底について指導する。特に、依然として後を絶たない事業用トラックによる飲酒運転事案や、事故の約半数を追突事故が占め、かつ、死亡・重傷事故の4割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記(1)「飲酒運転の根絶」、(2)「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

<最重点推進項目>

(1) 飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶を図るため、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を

活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底する。

また、交通対策委員会の決議を踏まえ、トラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名など、事業者等と連携した取り組み強化を図る。

(2) 追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける死傷事故の約半数を占め、高速道路では約6割を占める「追突事故」、及び事業用トラックが第1当事者となる死亡・重傷事故の4割強を占める「交差点事故」を防止するため、事故防止セミナーを全国開催することにより、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を促す。

また、事故防止に有効な安全装置の普及等により、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。

<重点推進項目>

(3) 子供を始めとする歩行者の交通事故防止

子供を始めとする歩行者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行する。

(4) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行の励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

(6) 高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止を徹底する。

(7) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(8) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル(改訂版)」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

(9) 過労運転等の防止

事業者等は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあるこ

とを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

(10) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

2. 車両の安全性の確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車の車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

特に、近年、大型トラックの車輪脱落事故が急増しているため、国土交通省通達に基づく緊急対策の取組である「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

※参考「事業用自動車安全通信」登録用URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>

4. 広報活動の推進

- (1) 全ト協並びに各都道府県トラック協会は、ポスター、機関紙（誌）、ホームページ等により、本運動の主旨の徹底を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会及び事業者は、社内報等の他、ポスター、垂れ幕、立て看板等の掲示や、運行管理者及び運転者を対象とする講習会等の開催に努め、本運動の趣旨を周知させるとともに安全意識の向上を図るよう働きかける。
- (3) 各都道府県トラック協会は、子どもや高齢者を対象とした安全教室の開催や、一般市民を対象とした交通安全イベントを主催あるいは共催するなどし、地域における交通安全の啓発も積極的に行う。

なお、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、地域の実情に応じた運動を展開する。

2022年度(令和4年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)の申請台数の変更のご案内

一般財団法人 環境優良車普及機構

当機構では関係省庁のご指導のもと、標記補助事業のさらなる利用促進を図るため、下記のとおり申請台数について変更することといたしました。

すでに申請している事業者様や補助金を交付された事業者様も、さらに追加申請が可能となりましたのでご案内いたします。何卒、ご手配の程お願い申し上げます。

記

1. 低炭素型ディーゼルトラックの申請台数の変更

2022年(令和4年)5月30日(月)の申請開始から1事業者様あたりの申請台数を「1事業者あたり2台」と制限して受け付けておりましたが、この申請台数の制限を「1事業者あたり4台(リースにあっては貸渡先事業者)」に変更します。

これまでに2台の申請を行った事業者様も、計4台まで申請することができることとなりました。

2. 実施日

2022年(令和4年)9月5日(月)の申請受付分から実施します。

(留意事項)

- 申請による審査は、申込み順に行います。
- 予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から2023年(令和5年)1月31日(火)までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助事業者を決定します。

※注意：9月2日以前に配達(電子申請については9月4日以前に発信)された3台目以降の申請については、受付いたしません。当該申請については、再度申請をしていただくこととなりますので、ご注意をお願いいたします。

3. 問合せ先

一般財団法人 環境優良車普及機構

補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業 岩崎、神保

電話 03-5341-4577

車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について

～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に取り取る「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場（指定自動車整備工場）が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせするため、8月19日に「電子車検証特設サイト」を開設致しました。今後も随時内容を追加していきます。

1. 「電子車検証特設サイト」のコンセプト

車検証の電子化は自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う方々にとっては大きな変更点となることから、電子車検証についてイラスト等を交えながらわかりやすく解説することを目的としております。

また、自動車ユーザー等が車検証の電子化に関する必要な情報を入手できるよう、電子車検証に関する情報や所要のアプリの入手方法等の情報を集約しました。

2. 「電子車検証特設サイト」に掲載されている主なコンテンツ

●電子車検証について

令和5年1月より交付される電子車検証の仕様や記録事項等を掲載

●車検証閲覧サービスについて

電子車検証のICタグ情報の閲覧・参照及び車検証情報を電子ファイルでダウンロードするためのアプリについての説明やダウンロード方法等を掲載

●記録等事務代行サービスについて

サービスについての説明やサービスの実施可能な事業者の一覧表等を掲載

※サイトの画面イメージについては別紙をご覧ください。

3. 「電子車検証特設サイト」のURL・二次元コードはこちら（パソコン・スマホ共通）

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

4. 参 考

車検証電子化に関する制度面の詳細につきましては、令和4年5月20日付け「道路運送車両法施行規則等の改正について～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～」も併せてご参照ください。

⇒ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000131.html

トップページ(※PCのイメージ)



メインビジュアル部

対象者選択部

お知らせ部

リーフレット部

スマホ画面



※画面の構成はPC版と同じです。

メインビジュアル部の画面遷移



自動車ユーザー向けページ(※PCのイメージ)



●電子車検証の仕様や記録事項についてご説明しています

(画面イメージ)

②記録情報の変更

電子車検証では、変更登録等による記録事項の変更を存わない基礎的情報(A)のみの記録となります。その他の車検証情報はタグ(B)に格納されます。タグに格納された情報は、汎用のカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。二次元コードは券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。(C)



●閲覧アプリの概要や使い方をご説明しています

(画面イメージ)

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなる場合がございます。
利用可能者	車検証標本を所持する者又は提示を受けられる者
動作環境	PC: Windows 10 バージョン21H1、21H2 Windows 11 バージョン21H2 スマートフォン: iOS 14,15、Android 9,10,11,12
主な機能	・車検証情報の閲覧 ・車検証情報ファイルの出力・保存(※オンライン環境でのみ可能) ・リコール情報等の確認(※オンライン環境でのみ可能)

※今後使い方についての動画も追加予定です

事業者向けページ(※PCのイメージ)



- 記録等事務代行サービスの概要、サービス提供者（記録等事務代行者）になるための手続き、サービス提供者となった場合に利用するアプリについてご説明しています。

(画面イメージ)

記録等事務代行者になるには

特定記録等事務/特定変更記録等事務の委託を受けるには運輸管理部長もしくは運輸支局長の承認を受ける必要があります。申請手続き、申請に必要となる書類については下記の記録等事務代行ポータルのリンクよりご確認ください。

- 1 委託申請
- 2 承認
- 3 アプリダウンロード
- 4 利用開始

記録等事務代行サービスポータルサイト

記録等事務代行ポータルサイトは電子車検証の運用が開始される令和5年1月より開設します。開設後はオンラインによる記録等事務代行業務の委託申請を行うことが可能となります。開設後に委託申請を行われる場合は、下記を参照の上手続きを行ってください。

申請される方へ重要なお知らせ

特定記録等事務及び特定変更記録等事務の委託を行うには、令和5年1月以降に交付される電子車検証が必要となります。
 ※令和5年1月以降運輸支局長等において、新規格車、新規格車、構造等変更車及び登録手続き等、従来の「自動車検査証」が交付される手続きを行った場合に電子車検証が交付されます。
 また、委託申請については、令和5年1月からオンライン化する予定です。紙の申請より便利となりますので、オンライン申請をぜひご利用下さい。
 なお、紙による委託申請で不備等がある場合には時間がかかりますので、ご理解ください。

[記録等事務委託制度について](#)

委託を受けた事業者については下記「記録等事務代行者一覧」を参照してください。

[記録等事務代行者一覧\(PDF\)](#)

記録等事務代行アプリについて

記録等事務代行者において車検証の更新、検査履歴等の発行を行うためには、国土交通省から提供される「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要があります。

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなる場合がございます。
利用可能者	記録等事務代行者（特定記録等事務代行者及び特定変更記録等事務代行者）
動作環境	PC：Windows 10、Windows 11
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ・車検証情報の更新 ・自動車検査証記録事項検索、検査履歴等の印刷・発行 (車検証情報の更新にはICカードリーダライタが必要で、また、印刷にはプリンターが必要です。)

利用の流れ



3

周知用リーフレット(表面)

2023年1月4日より

車検証が電子化されます



電子車検証でここが変わる!



A6サイズでコンパクト



車検証情報はアプリで確認



記録等事務代行サービスで一部手続きが出頭不要



電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

周知用リーフレット(裏面)

電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

車検証閲覧アプリ



電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

アプリのインストール方法は
準備でき次第特設サイトでご案内します

事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。



電子車検証特設サイト



<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

● 国税だより

○インボイス制度に関するご質問は “ふたば”にご相談ください

インボイス制度に関するご質問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人

工知能（AI）を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページ「チャットボット（ふたば）に質問する」へ！

◇パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>)

○国税に関する一般的な相談は「電話相談センター」へ！

国税に関する一般的なご質問やご相談は「電話相談センター」をご利用ください。「電話相談センター」ご利用の際の手順は、次のとおりです。

- 1 所轄の税務署に電話します。
- 2 音声案内に従い、「1」を選択します。
※申告相談の事前予約など、直接税務署の職員にご用の方は「2」を選択してください。
- 3 音声案内に従い、相談したい内容の

番号を次の6つの中から選択します。

- (1) 個人の方の年金、給与、事業などの所得税
 - (2) 年末調整などの源泉徴収又は支払調書
 - (3) 相続税、贈与税、譲渡所得又は財産の評価
 - (4) 法人税
 - (5) 消費税（軽減税率制度・インボイス制度を除く）や印紙税
 - (6) その他
- 4 電話相談センターの職員がお受けします。

○「タックスアンサー（よくある税の質問）」のご利用方法等について

国税庁ホームページの「タックスアンサー（よくある税の質問）」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を調

べることができます。

また、キーワードや分野等から検索もできますので、是非ご利用ください。

◇パソコン及びスマホから

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>)

○大分税務署（電話 097-532-4171）※自動音声案内

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

令和4年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日		
区別	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	10月	11月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科（学科・実技）	6日	26H	99,000	4,565	11日～14日と 17日～18日	4日と 7日～11日
		実技のみ	6日	9H	90,200			
技 能 講 習	車両系建設機械 整地・運搬等 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	2日	14H	49,500	1,430	3日～5日 17日～19日	14日～16日 30日～12/2日
		3日						
		全科（学科・実技）	6日	38H	93,500	1,430	6日～7日と 11日～14日 24日～28日と 31日	4日と 7日～11日 21日～22日と 24日～25日と 28日～29日
	解体用 登録第3-21号	車両系（整地等・旧 解体）技能講習所 持者	1日	5H	16,500	1,570	17日	1日 17日
	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系（整地等） 技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,570	3日～4日	1日～2日
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式 クレーン技能講習所持者	2日	12H	37,400	1,880	11日～12日 26日～27日	8日～9日 21日～22日
		普通運転免許所持者	3日	14H	38,500	1,880	11日～13日 26日～28日	8日～10日 21日～22日と 24日
		普通運転免許なし	3日	17H	47,300	1,880		
	小型移動式 クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習 クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,370	12日～14日 24日～26日	9日～11日 30日～12/2日
		免除なし	3日	20H	46,200	1,370		
玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習 移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,800	1,650	5日～7日 19日～21日	16日～18日	
	免除なし	3日	19H	24,200	1,650	31日～11/2日		
	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャ タピラ限定なし)	2日	11H	16,500	1,650	17日と21日	7日と11日 21日と28日	
フォークリフト 登録第4-1号	大型・中型・普通運転 免許所持者	1班	4日	31H	29,700	1,650	17日～20日	7日～10日 21日～22日と 24日～25日
		2班					17日と 24日～26日	7日と 14日～16日
		土・日						5日～6日と 12日～13日
普通運転免許なし	5日	35H	30,800	1,650	14日と 17日～20日			
シヨベル ローダー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャ タピラ限定なし)	2日	11H	15,400	1,870	1,870	受講希望者が一定の人数に 達した時点で実施を検討し ます。	
	大型・中型・普通運転 免許所持者	5日	31H	31,900				
特別 教育	クレーン等(吊り)上げ過重5トン未満)	2日	13H	12,100	1,705	1,705	24日～25日	24日～25日
	小型車両系(機体質量3トン未満)	2日	13H	12,100	1,370	1,370		29日～30日
	ローラー(制限なし)	2日	10H	12,100	1,360	1,360	11日～12日	16日～17日
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)	2日	12H	12,100	1,650	1,650	27日～28日	
職長・安全衛生責任者教育	2日	14H	12,100	1,540	1,540	18日～19日	14日～15日	
熱中症予防労働衛生教育	1日	3.5H	4,400	1,430	1,430			

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 **大分産業機械技能教習所**
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246
FAX (097) 554-2248

陸災防だより

令和4年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

- | | |
|--|-------------------------------------|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号
(2024年3月30日まで有効) | 10月19日(水)・20日(木)
1月18日(水)・19日(木) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名) | 終了しました |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名) | 終了しました |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名) | 10月11日(火) |

※大分県トラック会館会議室改装工事のため、他会場で実施予定

【受講料等のご案内】(税込)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	1,595円

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。
(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

縦3.0cm 横2.4cm
 写真の裏に氏名
 を記入のこと。
 デジカメ 不可
 カラーコピー 不可
写真1枚
 (貼らないこと)

受講申込書(修了証台帳)

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

受講 年月日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏名	男 ・ 女	※ 修了証 交付	番号 年月日	第 号 令和 年 月 日
生年月日	昭和 年 月 日 平成			
現住所	〒 [][][] - [][][][]		TEL	- -
			携帯電話	- -
			FAX	- -
勤務 先	所在地	〒 [][][] - [][][][]	TEL	- -
	フリガナ 名称		FAX	- -
			※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 (印)

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
入金日 / 受講料		テキスト代		合計	円

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

過重労働解消のためのセミナー

健康に生き生き働ける職場づくりのために

本セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識やノウハウ」を提供します。

セミナー内容 各回共通

- ▶ 法令、ガイドライン等のポイント解説
- ▶ 過重労働に関連する裁判例
- ▶ 過重労働解消のための取組みのポイント
- ▶ 過重労働解消に関する企業の取組事例

これらのほか、受講回ごとに、過重労働解消に関連する重点テーマを設定し、深掘りして詳細に解説します。

※詳しくは、裏面及び下記専用Webサイトをご覧ください。



全49回

〈参加費〉
無料

開催日程

2022 9月末 → 12月中旬 詳しくは、裏面及び
下記専用Webサイトをご覧ください。

開催方法

オンライン開催 (Zoomによるウェビナー) : 44回開催

会場開催 : 東京・愛知・大阪で各1回開催

☆ このほか、特別企画として「業務効率化セミナー」を東京・大阪で会場開催!

開催時間

各回 2時間30分

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

過重労働解消セミナー

検索



※お預かりした個人情報は、本セミナー事業に必要な範囲でのみ利用させていただきます。

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(全基連) 過重労働解消のためのセミナー事務局 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6F
TEL.03-5283-1030 (平日10:00-17:00) FAX.03-5283-1032 E-mail:kajyu-kaishou@zenkiren.com

2022年度 過重労働解消のためのセミナー／開催スケジュール



オンライン開催(44回) + 会場開催(3回)

労働法に詳しい弁護士、大学教授、元労働基準監督官などの経歴を持つ専門家が担当します!

開催回	開催日	開催時間	講師	詳細解説テーマ	開催形式		
9月	第1回	9/29(木) 午前	9:30~12:00	弁護士 外井 浩志	過重労働に関する企業の責任	オンライン	
	第2回	9/29(木) 午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士 上村 俊一	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
10月	第3回	10/4(火) 午前	9:30~12:00	社会保険労務士 河合 智則	過労死等労災認定の基本(業務上疾病と労災認定基準)	オンライン	
	第4回	10/4(火) 午後	14:00~16:30	上村 俊一	過重労働と労災認定・労災補償	オンライン	
	第5回	10/5(水) 午前	9:30~12:00	上村 俊一	過重労働と労災認定・労災補償	オンライン	
	第6回	10/5(水) 午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士 森井 博子	パワハラと過重労働対策	オンライン	
	第7回	10/6(木) 午後	14:00~16:30	東京大学社会科学研究所 教授 水町 勇一郎	なぜ過重労働の解消か? ー過重労働対策とこれからの働き方	会場開催(東京)	
	第8回	10/13(木) 午前	9:30~12:00	元北海道労働局長 引地 睦夫	過重労働と労災認定	オンライン	
	第9回	10/13(木) 午後	14:00~16:30	水町 勇一郎	なぜ過重労働の解消か? ー過重労働対策とこれからの働き方	オンライン	
	第10回	10/17(月) 午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士・労働衛生コンサルタント 田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
	第11回	10/17(月) 夜	17:30~20:00	田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
	第12回	10/19(水) 午前	9:30~12:00	外井 浩志	過重労働に関する企業の責任	オンライン	
	第13回	10/19(水) 午後	14:00~16:30	森井 博子	過重労働と改正過労死・精神障害認定基準	オンライン	
	第14回	10/22(土) 午前	9:30~12:00	引地 睦夫	長時間労働削減に向けた労働基準監督署等の施策	オンライン	
	第15回	10/22(土) 午後	14:00~16:30	引地 睦夫	長時間労働削減に向けた労働基準監督署等の施策	オンライン	
	第16回	10/28(金) 午前	9:30~12:00	外井 浩志	過重労働に関する損害賠償事例	オンライン	
	第17回	10/28(金) 午後	14:00~16:30	森井 博子	パワハラと過重労働対策	オンライン	
	第18回	10/31(月) 午後	14:00~16:30	河合 智則	脳・心臓疾患労災認定基準と改正の概要	オンライン	
	11月	第19回	11/2(水) 午前	9:30~12:00	外井 浩志	過重労働に関する損害賠償事例	オンライン
		第20回	11/2(水) 午後	14:00~16:30	上村 俊一	過重労働と勤務間インターバルの取組み	オンライン
第21回		11/8(火) 午前	9:30~12:00	田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
第22回		11/8(火) 午後	14:00~16:30	田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
第23回		11/10(木) 午前	9:30~12:00	社会保険労務士、東洋大学准教授 北岡 大介	副業・兼業と過重労働	オンライン	
第24回		11/10(木) 午後	14:00~16:30	北岡 大介	副業・兼業と過重労働	オンライン	
第25回		11/11(金) 午後	14:00~16:30	社会保険労務士 茶園 幸子	過重労働の防止に向けて	会場開催(大阪)	
第26回		11/12(土) 午前	9:30~12:00	引地 睦夫	過重労働とテレワーク	オンライン	
第27回		11/12(土) 午後	14:00~16:30	引地 睦夫	過重労働とテレワーク	オンライン	
第28回		11/15(火) 午後	14:00~16:30	森井 博子	過重労働に係る労働基準監督署等の施策	オンライン	
第29回		11/15(火) 夜	17:30~20:00	河合 智則	精神障害労災認定基準と改正の概要	オンライン	
第30回		11/17(木) 午後	13:30~16:00	社会保険労務士 小林 元也	過重労働と労働時間管理	会場開催(愛知)	
第31回		11/18(金) 午前	9:30~12:00	外井 浩志	従業員の健康管理と産業医等の活用	オンライン	
第32回		11/18(金) 午後	14:00~16:30	河合 智則	過労死等の防止に向けた行政の動き	オンライン	
第33回		11/21(月) 午後	14:00~16:30	上村 俊一	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
第34回	11/25(金) 午前	9:30~12:00	外井 浩志	従業員の健康管理と産業医等の活用	オンライン		
第35回	11/25(金) 午後	14:00~16:30	森井 博子	過重労働に係る送検事例等	オンライン		
第36回	11/29(火) 午前	9:30~12:00	田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン		
第37回	11/29(火) 午後	14:00~16:30	田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン		
12月	第38回	12/1(木) 午前	9:30~12:00	北岡 大介	過労死事件における法的留意点	オンライン	
	第39回	12/1(木) 午後	14:00~16:30	北岡 大介	過労死事件における法的留意点	オンライン	
	第40回	12/5(月) 午後	14:00~16:30	上村 俊一	過重労働と下請け等へのシワ寄せ防止	オンライン	
	第41回	12/8(木) 午後	14:00~16:30	引地 睦夫	労働時間の管理と行政指導・企業名公表	オンライン	
	第42回	12/8(木) 夜	17:30~20:00	引地 睦夫	労働時間の管理と行政指導・企業名公表	オンライン	
	第43回	12/14(水) 午前	9:30~12:00	北岡 大介	定額残業代制度の課題	オンライン	
	第44回	12/14(水) 午後	14:00~16:30	外井 浩志	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
	第45回	12/14(水) 夜	17:30~20:00	上村 俊一	過重労働と勤務間インターバルの取組み	オンライン	
	第46回	12/16(金) 午前	9:30~12:00	北岡 大介	定額残業代制度の課題	オンライン	
	第47回	12/16(金) 午後	14:00~16:30	上村 俊一	過重労働と下請け等へのシワ寄せ防止	オンライン	

開催会場 ○東京会場:角筈区民ホール(新宿区) ○大阪会場:エル・おおさか本館(大阪市中央区北浜東) ○愛知会場:ポラー名古屋ビル(愛知労働基準協会、中区栄)

※オンラインセミナーにお申し込みいただいた方には、開催前に、セミナー参加に必要なZoomのURL等をメールにてご案内します。
※上記とは別途、企業単位での個別開催のご希望がございましたら、表面記載の電話番号またはメールアドレスへお問い合わせください。

特別企画 業務効率化セミナー(会場開催、2回)

開催地	開催日	開催時間	会場	講師
東京	10/7(金)	14:00~16:30	角筈区民ホール(新宿区)	(株)日本能率協会コンサルティング チーフコンサルタント 小原 光司
大阪	12/2(金)	14:00~16:30	エル・おおさか本館(大阪市中央区北浜東)	

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

過重労働解消セミナー 🔍 検索

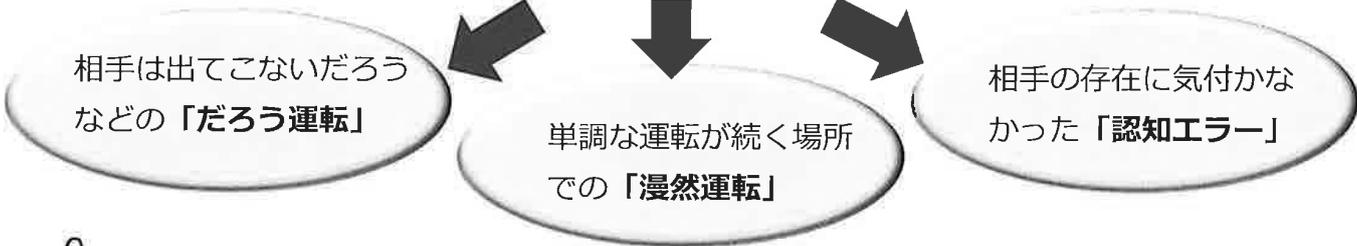


※お預かりした個人情報は、本セミナー事業に必要な範囲でのみ利用させていただきます。

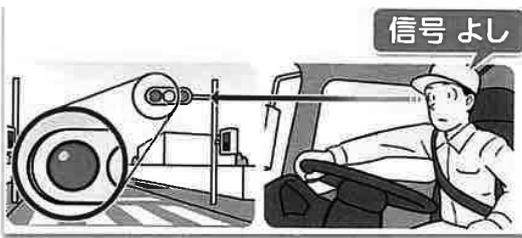
コメンタリー運転導入で 「だろー運転」「漫然運転」「うっかり事故」防止！

コメンタリー運転とは、ドライバーが刻々と変わる道路状況や交通状況で「見たもの」「感じたこと」「思ったこと」をあたかも実況放送しているかのようにコメントしながら

プロのトラックドライバーに最も多い事故原因は



事故防止のポイント



青信号で交差点を通過する場合に、ただ漠然と通過するのではなく、「青信号」と声に出すことで、目で認知した「青信号」という情報をより確かなものにすることができ、信号の見落としといった単純ミスを防ぐことができる

右折時には「歩行者注意」「対向車注意」と声をだすことによって、歩行者・対向車に注意が向き、対処することができる



構内の建物、フェンス、駐車中の車両など、前後・左右・上部など声を出すことにより、目で確認し行動が伴って習慣化に繋がる

コメンタリー運転をすることで期待される効果

- ・ 声を出しながら運転することによって、漫然運転を防ぐことができ、積極的に危険を探すようになり、危険予測能力を高めることが期待される。
- ・ 確認や判断、次に行う操作を声に出すことで、必要な情報を適切なタイミングで収集することができる。
- ・ 事故を起こしにくい判断を選択し、実践することが可能となる。

大分県トラック会館改修工事のお知らせ

令和4年6月6日の定時総会で承認いただいた改修工事を下記の期間実施いたします。
つきましては、工事期間中は会議室の貸出しが出来ませんので、ご了承ください。
また、ご来館の際には、騒音等でご迷惑をおかけすることと存じますがご協力をお願いします。

なお、協会事務局及び各テナントは通常通り営業しております。

○工事期間

令和4年8月下旬 ~ 令和5年1月末 (予定)

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会社名 入会年月日	代表者名	種別	営業所の位置	車両数					TEL
				普	小	被	霊	計	FAX
ゆうげんがいしゃ おのしんじどうしゃ 有限会社 小野信自動車 令和4年8月10日	おの ひろふみ 小野 博文	一般	由布市挾間町三船727-1	5				5	097-583-2780 ----- 097-583-5106

会員名簿訂正方のお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
6	SBSフレックネット(株)九州運営部大分営業所 工藤 俊之	若狭 洋一郎	代表者の変更
12	江藤運輸(株) 工藤 信之	廣瀬 哲也	代表者の変更
44	(有)光進 TEL 0972-63-8821	TEL 0972-63-8221	TEL 番号の変更

「トラック運送業界の景況感（速報）令和4年4月～6月期」

（令和4年8月調査の公開について）

公益社団法人全日本トラック協会は、「トラック運送業界の景況感（速報）令和4年4月～6月期」のとりまとめが終了し、公開しました。

上記の調査報告は、8月10日より全ト協ホームページにて公開いたしましたので、必要の際はHPよりダウンロードして出力していただきますようお願いいたします。

全ト協ホームページリンク先

◆「第118回トラック運送業界の景況感（速報）令和4年4月～6月期」

https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/keikyo/keikyo2204_06.pdf

燃 料 情 報

令和4年7月末現在で調査した県内の軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	148.0	107.0	124.3
ローリー平均	123.5	106.7	112.6
カード平均	140.0	106.0	119.4

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	7	28.0
出 光	5	20.0
昭 和 シ ェ ル	2	8.0
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	6	24.0
そ の 他	5	20.0
合 計	25	100.0

区分	月	21年							22年						
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7		
スタンド平均	大分	116.3	117.2	123.9	127.0	121.0	126.0	130.1	131.4	125.4	128.3	131.4	124.3		
	全国	110.6	112.3	117.9	120.3	116.7	121.0	124.0	126.4	123.9	120.0	125.4	121.6		
ローリー平均	大分	102.6	104.7	110.9	112.2	107.2	112.2	115.9	116.7	115.2	110.6	115.2	112.6		
	全国	101.5	102.5	109.2	111.5	105.9	110.9	114.7	116.0	114.2	109.3	114.9	110.5		
カード平均	大分	108.3	112.7	119.0	120.7	117.0	120.4	123.3	124.8	122.4	117.3	125.7	119.4		
	全国	110.7	112.7	118.6	120.2	116.2	120.1	124.1	125.7	124.1	119.3	124.2	120.7		

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ（消費税抜きの価格）

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和4年7月)

令和4年8月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和4年7月 単純計算表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	120.64	111.10	126.11

令和4年7月 元売別集計表 地区:九州(沖縄除)

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	124.92	110.70	127.10
出光昭和シェル	119.37	111.15	125.90
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	120.35	107.55	122.38
その他	115.16	112.28	126.06

令和4年7月 購入量別集計表 地区:九州(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	121.63	110.74	126.36
30～50キロリットル未満	115.04	113.96	116.50
50～100キロリットル未満		111.10	
100キロリットル以上	114.80	110.12	130.00

令和4年7月 支払期限別集計表 地区:九州(沖縄除)

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	122.33	113.18	117.17
30～60日未満	120.37	110.43	126.73
60日以上	120.31	111.35	140.00

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和4年3月	128.20	117.43	127.67
令和4年4月	125.66	115.53	128.06
令和4年5月	121.09	110.46	123.81
令和4年6月	127.77	115.95	127.15
令和4年7月	120.64	111.10	126.11

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（9月16日～10月15日）

日	曜	行 事
16	金	令和4年九州ブロック女性協議会 第2回役員会（13:30（公社）熊本県トラック協会 研修センター）
17	土	
18	日	
19	月	敬老の日
20	火	
21	水	令和4年秋の全国交通安全運動期間中における支局長巡視（10:00） 労働セミナー【東北ブロック】（13:30 中津文化会館 小ホール）
22	木	労働セミナー【豊肥ブロック】（13:30 豊後大野市中央公民館 視聴覚室） 九州各県トラック協会食料品部会全体交流会（14:00 福岡市「八仙閣」）
23	金	秋分の日
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	全ト協 第19回経営改善・情報化委員会（13:30 全日本トラック総合会館） 労働セミナー【久大ブロック】（13:30 日田市複合文化施設AOSE 会議室）
28	水	
29	木	運行管理者等一般講習（動画視聴方式）（9:45 NASVA大分支所） 自由民主党大分県議会議員と公益社団法人大分県トラック協会役員等との意見交換会（17:00 トキハ会館 5階「カトレア」）
30	金	
10/1	土	※令和4年度全国労働安全週間
2	日	
3	月	労働セミナー【大分ブロック】（13:30 J:COMホルトホール大分 201・202会議室）
4	火	労働セミナー【県南ブロック】（13:30 津久見市民会館）
5	水	令和4年度 大分県過積載防止協議会（14:00 大分運輸支局 2階会議室）
6	木	運行管理者等一般講習（10:00 宇佐市「労働者総合福祉センター」）
7	金	
8	土	令和4年度 大分県・西部地区等総合防災訓練（9:00 日田市、中津市、九重町、玖珠町）
9	日	「トラックの日」記念イベント
10	月	スポーツの日
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	220	
2	運転日報 (応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1冊	176	
5	日常点検記録簿 (トレーラ)	1冊	176	
6	点呼記録表 (25名用A)	100枚	781	
7	点呼記録表 (25名用B)	100枚	781	
8	点呼記録表 (12名用A)	100枚	451	
9	点呼記録表 (12名用B)	100枚	451	
10	点呼記録表ファイル (12名用)	1個	1,595	
11	点検整備記録簿	1冊	396	
12	車輛管理台帳	1冊	286	
13	運転者台帳	50枚	660	
14	運転者台帳 索引	1枚	33	
15	運転者台帳ファイル	1冊	990	
16	運行管理者届	1枚	77	
17	整備管理者届	1枚	77	
18	運行管理規程	1冊	264	
19	整備管理規程	1冊	198	
20	タコチャート紙 M7-120	1箱	660	
21	タコチャート紙 M7-140	1箱	660	
22	タコチャート紙 M26-120	1箱	660	
23	タコチャート紙 M26-140	1箱	660	
24	運送約款 (掲示用)	1枚	132	
25	運送約款 (冊子)	1冊	198	
26	運行指示書 (輸送文研社)	1冊	627	
27	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	451	

ご住所 (〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

新しい働き方・休み方を 実践するために 年次有給休暇を 上手に活用しましょう。



年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に年次有給休暇の計画的付与を活用すると？

年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。また、10 点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も考えられます。



2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉	
① 時間単位年休の対象労働者の範囲	③ 時間単位年休1日分の時間数
対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。	1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。
② 時間単位年休の日数	④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数
1年5日以内の範囲で定めてください。	2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

Refresh!

もっと自分らしい

働き方

休み方



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

新しい働き方・休み方を実践するために

年次有給休暇 を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



年次有給休暇取得促進
特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク